

災害による罹災者に市営住宅の一時使用を許可する場合の取扱い に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市内で発生した災害により自ら居住する住宅を焼失または滅失し、現に住宅に困窮している者のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅の一時使用を許可する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱において、災害とは、地震または風水害等の自然災害および火災をいう。ただし、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定が適用される災害および市長が特に認める災害には、この要綱を適用しない。

(一時使用できる市営住宅)

第3条 一時使用できる市営住宅は、現に空家となっている市営住宅（公募を行っている住宅を除く。）とする。

(使用の申請等)

第4条 市営住宅の一時使用を希望する者は、罹災した日から2週間以内に「市営住宅一時使用許可申請書」（別記第1号様式）および「市営住宅入居誓約書」（別記第2号様式）に罹災証明書および住民票の写し（以下「罹災証明書等」という。）を添付して市長に申請しなければならない。ただし、罹災証明書等については、特別な事情がある場合は、罹災した日から2週間を経過した後に提出することができる。

2 市長は、前項の申請を行った者に対し、市営住宅の一時使用を許可するときは、「市営住宅一時使用許可書」（別記第3号様式）により当該申請した者に通知するものとする。

3 使用を許可する期間は、許可しようとする日から3月以内の期間とする。

(使用の更新申請等)

第5条 前条第3項の使用許可期間後も引き続き市営住宅の一時使用を希望する者は、使用許可満了日の2週間前までに「市営住宅一時使用期間延長申請書」(別記第4号様式)に引き続き市営住宅の一時使用を希望する理由を記して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を行った者に対し、特別の事情があると認めるときは、1回に限り9月以内の期間でこれを許可することができる。

(使用料)

第6条 市営住宅の一時使用に係る月額使用料は、条例第15条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、これによらないことができる。

(住宅の返還)

第7条 市営住宅を一時使用している者が、市営住宅を返還しようとするときは、当該住宅を返還しようとする日の5日前までに「市営住宅退去届」(別記第5号様式)により市長に届け出て当該住宅の検査を受けなければならない。

(条例等の遵守)

第8条 市営住宅を一時使用している者は、当該住宅を使用するにあたりこの要綱に定めのない事項に関しては条例および同条例施行規則(平成9年規則第53号)ならびに函館市財産条例(昭和39年条例第6号)および函館市財産条例施行規則(昭和39年規則第5号)を遵守するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。